

（参考２）令和７年度予算から見た「茶」に使用可能なもの及び各種予算を使った優良事例



- 1 お茶の振興に関する法律
- 2 新たな茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針
- 3 茶関係予算
 - (1) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶)
 - (2) 強い農業づくり総合支援交付金
 - (3) 産地生産基盤パワーアップ事業
 - (4) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業
 - (5) 国内肥料資源利用拡大対策事業等

1 お茶の振興に関する法律について

- 「お茶の振興に関する法律」が、平成23年4月に施行

1 法律の目的

この法律は、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、生産者の経営安定、消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びに輸出の促進、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定（第2条）

農林水産大臣は、次に掲げる事項について基本方針を策定する。

- ① 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向
- ② お茶の需要の長期見通しに即した生産量の目標設定
- ③ 茶業の振興のための施策
- ④ お茶の文化の振興のための施策
- ⑤ その他茶業及びお茶の文化の振興のために必要な事項

(2) 振興計画の策定（第3条）

都道府県は、基本方針に即し、振興計画を定めるよう努める。

(3) 国及び地方公共団体による支援施策（第4条～第10条）

国及び地方公共団体は、次に掲げる事項について支援施策を実施するよう努める。

- ① 生産者の経営安定（茶園の基盤整備、茶樹の改植支援、災害予防促進等）
- ② 加工・流通の高度化（農業、製造業、小売業等の一体的な取組による新たな付加価値を生み出す取組等に対する支援）
- ③ 品質の向上の促進
- ④ 消費拡大
- ⑤ 輸出促進
- ⑥ お茶の文化の振興
- ⑦ 茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰

(4) 国の援助（第11条）

国は、地方公共団体に対し、必要な情報提供、助言、財政上の措置等を講じるよう努める。



2 新たな茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針の策定

- 近年の茶業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、令和2年4月に新たな「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」を策定。

<現 状>

茶業及びお茶の文化の振興の意義

- 国民の豊かで健康的な生活の実現に寄与
- 中山間地域における重要な基幹作物
- 茶業は、裾野が広く、地域経済・雇用確保の観点からも重要な産業

お茶をめぐる課題

- 消費者の簡便化志向により、**リーフ茶から緑茶飲料へ消費がシフト**。
こうした変化への対応に遅れた結果、お茶の消費が伸び悩み、価格が低迷。
- 一方、海外に目を転じると、**世界の緑茶貿易量は今後も増加すると見込まれており、このような海外需要を取り込んでいくことが重要**。
- 生産面では、**高齢化や繁忙期の労働力不足等により、今後お茶の生産が維持できなくなる恐れ**。

<施 策 の 方 向>

今後の茶業及びお茶の文化の振興に関する基本的な方向

従来の取組の単なる延長ではなく、新たな発想のもと、**国内外の多様化した消費者ニーズを的確に捉えつつ、各産地の特徴や実情を踏まえたお茶の生産、加工、流通の取組を促進**。

国内需要の長期見通し及び生産数量目標

お茶の国内需要の長期見通し : 8.6万トン(H30) → **7.9万トン(R12)**
 お茶の生産数量目標 : 8.6万トン(H30) → **9.9万トン(R12)**
 (うち輸出 0.5万トン) (うち輸出 **2.5万トン**)

茶業の振興のための施策

- **消費者ニーズに対応した品質・付加価値の向上の促進、加工及び流通の高度化**
 - ・多様化する消費者ニーズへの対応
 - ・生産者と流通・実需者が連携した取組の促進 等
- **輸出の拡大**
 - ・海外市場の開拓の推進
 - ・輸出の大幅な拡大に向けた生産・流通体制の構築
 - ・輸出先国・地域が求める輸入条件への対応
- **生産者の経営の安定**
 - ・産地の特色に応じたお茶の生産の促進
 - ・茶樹の改植・新植の促進
 - ・スマート農業技術の研究開発及び実証・導入の推進 等
- **消費の拡大**
 - ・多様な消費者層に向けたお茶の魅力発信 等
- **お茶に関する情報の一元化及び活用**

お茶の文化の振興のための施策

- お茶の文化に関する理解の増進
- お茶に関する文化財の保存・活用

茶産地の収益力・販売力の強化、持続可能性の向上



3 茶関係予算

(1) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶支援関連)

持続的生産強化対策事業のうち

茶・薬用作物等支援対策

【令和7年度予算概算決定額 1,150 (1,138) 百万円】

<対策のポイント>

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

- 茶の生産量の増加 (8.6万t [平成30年度] → 9.9万t [令和12年度まで])
- 茶の輸出額の増加 (153億円 [平成30年] → 312億円 [令和7年まで])
- 薬用作物の栽培面積の拡大 (550ha [平成30年度] → 630ha [令和7年度まで])

<事業の内容>

1. 全国的な支援体制の整備

茶や薬用作物等の地域特産作物の生産性の向上や高品質化等を図るため、全国組織等による民間企業とのマッチング、機械・技術の改良、技術や経営の指導、需要拡大等を行うための取組を支援します。

2. 地域における取組の支援

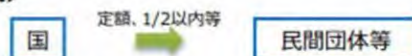
改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培等への転換、簡易な圃地整備、実証ほの設置等を通じた生産体制の確立、栽培・衛生管理体制の構築、農業機械等の改良・リース導入、消費者・実需者ニーズの把握、実需者等と連携した商品開発、製造・加工技術の確立、消費者等の理解促進等の取組を支援します。

また、茶生産の担い手・茶工場・茶関連産業等の実需者が一体となり、生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化等の課題に対応する新たな大規模茶産地モデルを形成する取組を支援します(優先枠を設定)。

3. 甘味資源作物等の支援

でん粉原料用いもの適正生産技術等の実証、でん粉の品質向上や衛生管理の高度化に資する品質管理機器等の整備、作業受託組織・担い手の育成・強化に資する生産体制実証などさとうきびの持続的生産体制の構築に必要な取組、労働生産性向上を図る農業機械の導入等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 全国的な支援体制の整備



2. 地域における取組の支援

① 生産体制の強化



② 需要の創出



【お問い合わせ先】 (茶、薬用作物等) 農産局果樹・茶グループ (03-6744-2194)
(甘味資源作物等) 地域作物課 (03-3501-3814)

(2) 強い農業づくり総合支援交付金

みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

<対策のポイント>

環境と調和のとれた食料システムの確立に向けて、みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費までの各段階における環境負荷低減の取組とイノベーションを推進します。

<政策目標>

化学農薬（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の全体像>

みどりの食料システム戦略推進総合対策【612百万円】（R6補正3,828百万円） 持続的な食料システムの構築に向けたモデル的先進地区の取組の横展開（交付金） - 環境にやさしい栽培技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換の加速化 - 有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点づくり、有機農業を広く県域で指導できる環境整備、慣行農業から有機農業への転換促進 - 環境負荷低減と収益性の向上を両立した施設園芸重点支援モデルの確立 - バイオマスの地産地消、環境負荷低減の取組を支える基盤強化、農山漁村の循環経済確立のための施設整備 環境負荷低減の取組を支援する新制度構築に向けた調査、有機農業の推進 - 新たな制度設計に必要なデータの収集・分析、有機加工食品原料の国産化、国産有機農産物の需要拡大 等	食品産業における持続可能性の確保 持続可能な食品等流通対策事業【120百万円】 持続可能な食品等流通緊急対策事業（R6補正2,973百万円） - 流通の合理化等のための施設整備、物流の標準化等による業務の効率化 持続的な食料システムの確立【145百万円】（R6補正4,721百万円） 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策【65百万円】（R6補正290百万円） サステナビリティ課題解決支援事業【51百万円】 等
みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業【1,749百万円】（R6補正600百万円） 環境負荷低減等に対応する新品種、有機農業の拡大等みどりの食料システム戦略の実現に向けた技術、気候変動に対応するための農林水産業の温暖化適応技術の開発等を実施 等 革新的な技術・生産体系の研究開発の推進 ムーンショット型農林水産研究開発事業【100百万円】（R6補正2,000百万円） - 持続的な食料システムの構築に向け、中長期的な研究開発を実施 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出【2,850百万円】（R6補正400百万円） - 様々な分野の知識・技術等を結集して行う産学官連携研究を支援 みどりの食料システム基盤農業技術のアジアモンスーン地域応用促進事業【100百万円】 - 我が国の有望技術をアジアモンスーン地域で応用するための共同研究等を実施 等	関係者の行動変容の促進、理解醸成 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進【612百万円の内数】 - 環境負荷低減の取組の「見える化」やJ-クレジットのプロジェクト形成を推進 消費者理解醸成・行動変容推進事業【48百万円】 - 国民理解の醸成・行動変容に向けた新たな食料システムを支える優良事例表彰・情報発信等 持続可能な食を支える食育の推進【1,896百万円の内数】 等
農畜産業における持続可能性の確保 環境保全型農業直接支払交付金【2,804百万円】 - 有機農業への移行期を重点支援等 多面的機能支払交付金【50,048百万円の内数】 - 地域共同で行う環境負荷低減の取組促進 強い農業づくり総合支援交付金【11,952百万円の内数】、 農地利用効率化等支援交付金【1,986百万円の内数】、 産地生産基盤パワーアップ事業（R6補正11,000百万円の内数） - 化学農薬や化学肥料の低減、CO2ゼロエミッション化等の推進に必要な機械、施設の整備等 国内肥料資源利用拡大対策事業（R6補正6,390百万円） - 堆肥等の高品質化・ペレット化に必要な施設整備、機械導入等 飼料生産基盤立地型戦略・肉用牛産地支援のうち有機飼料の生産支援【5,581百万円の内数】 等	林業・水産業における持続可能性の確保 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策【14,351百万円】 林業・木材産業国際競争力強化総合対策（R6補正45,853百万円） - 搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリーの苗木の安定供給の推進 - 高性能林業機械の導入 - 木材加工流通施設の整備 漁業構造改革総合対策事業【1,189百万円】（R6補正7,000百万円） - 高性能漁船等の導入実証支援 養殖業成長産業化推進事業【295百万円】 - 養殖における餌、種苗に関する技術開発 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業【1,366百万円】 - 漁業者等が行う藻場・干潟の保全等の活動を支援（R6補正721百万円） 等 持続可能な農山漁村の整備 環境との調和と両立した農業生産基盤の整備、農業水利施設の省エネ化等の推進 森林吸収量の確保・強化や国土強靱化に資する森林整備の推進 水産資源の増大のための施設整備



(3) 産地生産基盤パワーアップ事業

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和6年度補正予算額 11,000百万円】

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援
園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。

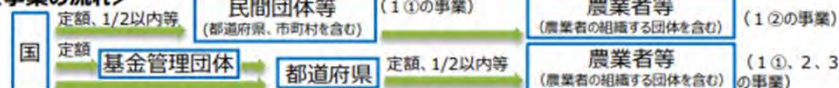
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開
全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援します。

<事業の流れ>



※ 共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制



収益力強化への計画的な取組



生産基盤の強化



【お問い合わせ先】

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| (1①、2の事業) | 農産局総務課生産推進室 | (03-3502-5945) |
| (1②、3①の事業) | 園芸作物課 | (03-6744-2113) |
| (1②の事業) | 果樹・茶グループ | (03-6744-2117) |
| (3②の事業) | 農業環境対策課 | (03-3593-6495) |

(4) 施設園芸等燃料価格高騰対策事業

施設園芸等燃料価格高騰対策

【令和6年度補正予算額 2,880百万円】

<対策のポイント>

経営費に占める燃料費の割合の高い施設園芸及び茶において、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めるため、計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に、農業者と国で基金を設け、**燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付するセーフティネット対策**を講じます。

<事業目標>

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換（施設園芸等の主要な産地におけるA重油等の使用量を15%削減〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

燃料価格が高騰している状況を踏まえ、**基金への積み増し**を行い、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を支援します。

1. 施設園芸セーフティネット構築事業

施設園芸の省エネルギー対策等に計画的に取り組む産地を対象に、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付します。

※対象燃料：A重油、灯油、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）

2. 茶セーフティネット構築事業

茶の省エネルギー対策等に計画的に取り組む産地を対象に、農業者と国の拠出により資金を造成し、燃料価格の高騰時に補填金を交付します。

※対象燃料：A重油、LPガス（プロパンガス）、LNG（都市ガス）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

省エネルギー対策計画の策定・実施

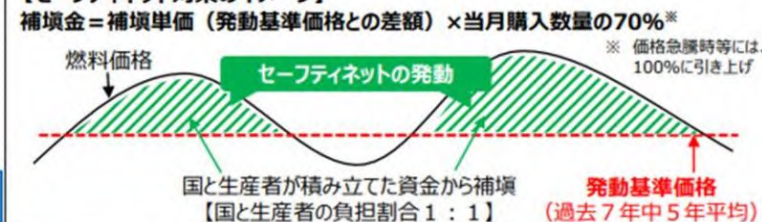
セーフティネット対策

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

【省エネルギー対策計画のイメージ】



【セーフティネット対策のイメージ】



【お問い合わせ先】 (1の事業) 農産局園芸作物課 (03-3593-6496)
 (2の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2194)

(5) 国内肥料資源利用拡大対策事業等

肥料の国産化・安定供給

【令和7年度予算概算決定額 34 (34) 百万円】

(令和6年度補正予算額 6,390百万円)

<対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援するとともに、肥料小売価格の急騰が見込まれる場合に実施する影響緩和対策に関する調査等を実施します。
また、化学肥料原料の備蓄及びこれに要する保管施設の整備を支援します。

<事業目標>

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 国内肥料資源利用拡大対策事業 8 (8) 百万円

【令和6年度補正予算額】6,390百万円

① 施設整備等への支援

堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要の施設整備等を支援します。

② 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

ア 効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。

イ 関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

③ 肥料価格急騰対策に関する調査

国内外の肥料原料価格等の動向を把握する調査を行います。

④ 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

ア 国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査し、土地生産力を明らかにします。

イ 家畜排せつ物等の高度利用実態等を調査します。

2. 肥料原料備蓄対策事業

26 (26) 百万円

主要な肥料原料の備蓄及びこれに必要な保管施設の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者
との間で連携計画を作成した者へ支援



肥料利用者が使いやすい肥料の実用化・利用拡大

〔高品質な堆肥〕〔ペレット肥料〕〔有機入り配合肥料〕



肥料価格等調査
家畜排せつ物
管理方法調査
地力調査

(1①②③、2の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2182)
(1②ア、④アの事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)
(1①、②、④イの事業) 畜産局畜産振興課 (03-6744-7189)

強い農業づくり交付金を活用した取組事例

強い農業づくり交付金の取組事例(28年度:葉っぴ向島園株式会社)(静岡県)

取組の概要

対象品目 : 茶(受益面積17.2ha)
 成果目標 : 契約取引量指数を直近値より35以上増加
 基準(H27年度) 42.6%
 目標(H30年度) 79.2%
 導入施設等 : 農産物処理加工施設



ポイント

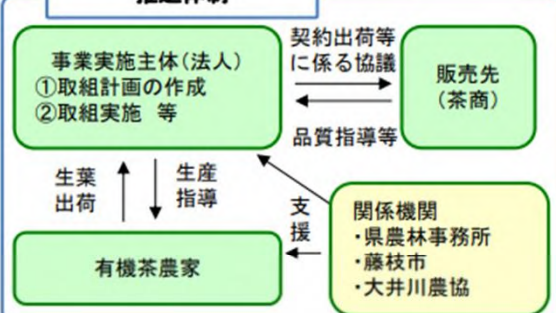
【取組の主題(テーマ)または課題】

- ・取引茶商は、国内市場に行き詰まり海外輸出に商機を見出していた。
- ・近年、普通煎茶に比べ、てん茶・抹茶の需要が高まっているが、既存の製茶機械では、てん茶生産が行えない。
- ・有機栽培茶の需要が高まり、中山間地の条件を生かした有機栽培に取組む好機。
- ・食の安全が求められてきており、従来の荒茶工場では菌や異物混入のリスクを回避しきれなかった。

【産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための方策】

- ・葉っぴ向島園が主体となって、藤枝市瀬戸谷地区での有機茶生産を推進し、茶取引業者と連携した安定的な販売体制の確立を図る。
- ・簡易型てん茶加工ラインを導入し、低コストな有機てん茶を主力に(主に輸出原料)、顧客との契約取引を行う。
- ・県内の有機茶生産者の受け皿になる。
- ・有機認定とGAP対応の茶工場を整備し、輸出にも対応できる安全安心な茶生産に取組む。

推進体制



地域における取組

- 〈主な取組〉
- ・有機茶農家との輸出仕向け生産の可能な茶園の拡大
 - ・担い手の育成

期待される事業効果

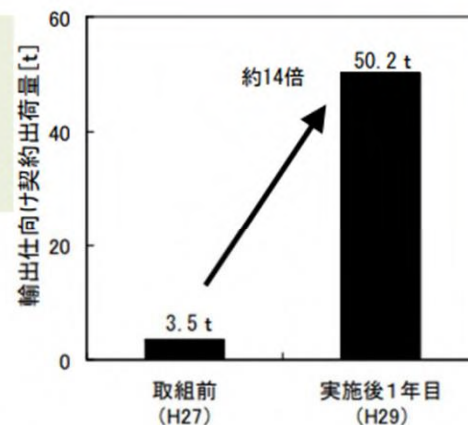
【事業実施による直接効果】

- ①輸出仕向けのてん茶出荷量の増大
- ②県内有機茶の契約出荷量の拡大

【事業実施による間接効果】

- ①契約取引の増加による茶業経営の安定

**契約取引に基づく
 輸出仕向け出荷量の
 増加**



強い農業づくり交付金の取組事例(29年度(繰越):事業実施主体:㈱FORTHEES)(長崎県)

取組の概要

対象品目 : 茶(受益面積8ha)
 成果目標 : ①販売単価の22.9%の増加
 基準(H28年度) 2,090円/kg
 目標(H31年度) 2,571円/kg
 ②早晩性品種作付割合を10.2ポイント増加
 (早晩性品種面積/全体面積)
 基準(H28年度) 1,050a/3,025a
 目標(H31年度) 1,450a/3,225a
 導入施設等: 整備事業(集出荷貯蔵施設)
 (てん茶加工施設)



推進体制

・県央振興局(県)
 ・東彼杵町
 ・長崎県央農協

指導・助言

㈱FORTHEES
 ①実施計画の作成
 ②取組実施等

・行政機関(県、町)及び農協によるサポート体制

地域における独自の取組

〈主な取組〉
 ・栽培技術及び加工技術向上に向けた定期的な技術講習会の開催
 ・耕作が休止されている圃2haを新たに集積し、経営面積を拡大

ポイント

【取組の主題(テーマ)または課題】

近年の茶業情勢は、リーフ茶の消費減少が続き、茶価が低迷しているほか、生産経費の増大など、一段と厳しさを増している状況にある。
 そこで、将来の茶業界を担う若手の茶生産農家4戸が、茶業経営の協業及び法人化により、国内外で需要が高まっており、かつ長崎県で初となる茶種「てん茶(抹茶の原料)」の生産に着手し所得の安定化を図るとともに、他業種との連携により新しいそのぎ茶の開発を目指す。

【産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための方策】

- ①国内外で需要が高まっているてん茶の加工施設を整備
- ②てん茶に向く品種の導入
- ③輸出拡大に向けたプロモーション活動の実施

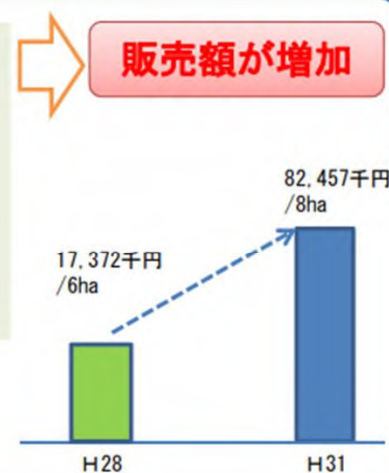
期待される事業効果

【事業実施による直接効果】

- ①需要が高い「てん茶」の生産による販売単価の向上
- ②農地の集積(2ha)及び単収向上による収穫量の増加(てん茶は伸ばして摘採するため)

【事業実施による間接効果】

- ①海外でも需要が高い「てん茶」の導入による輸出増加等の販路拡大
- ②国内外での「そのぎ茶」の認知度向上による銘柄確立及び有利販売



販売額が増加

強い農業づくり交付金の取組事例(29年度:事業実施主体:有限会社坂之上製茶)(鹿児島県)

取組の概要

- 対象品目 : 茶(目標時受益面積:58ha)
 成果目標 : ①契約取引量指数 56.4% 増加
 基準(H27年度)42.4%
 目標(H31年度)98.8%
 ②仕向先多様化指数 56.4% 増加
 基準(H27年度)42.4%
 目標(H31年度)98.8%
 導入施設等 : 整備事業(農産物処理加工施設)
 (荒茶加工施設、製茶プラント)

鹿児島県
 鹿児島市
 松元地区



ポイント

【取組の主題(テーマ)または課題】

松元地区は鹿児島市街地の西端に位置する中山間地域である。古くから茶が地域の基幹作物となっているが、中間～遅場産地のため、他産地と出荷時期が競合することから、近年の茶価低迷が茶業経営の不安定要素になっている。

このため、当事業を活用し、全国的に需要が伸びているティーバッグやドリンク原料茶を専用に製造する荒茶加工施設を整備し、全量契約取引とすることで、市場価格に影響を受けない長期的に安定的な経営を目指す。

また、価格低迷により利用されていない秋番茶の契約出荷に取り組むことで、地域全体の経営改善も期待できる。

【産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための方策】

- ①長期的に安定した経営を実現するため、全量契約取引に向けた原料茶専用の荒茶加工施設を整備
- ②原料茶の生産に特化することによる生産性の向上

推進体制

- ・鹿児島地域振興局(県)
- ・鹿児島市
- ・さつま日置農協

- 有限会社坂之上製茶
- ①取組計画の作成
- ②取組実施等

指導・助言

- ・県・市・農協と事業実施主体との情報共有(取組状況等)
- ・技術員によるサポート体制

地域における独自の取組

〈主な取組〉

- ・市場評価の高い早生品種への改植
- ・生産性向上に向けた栽培面積の拡大

期待される事業効果

【事業実施による直接効果】

- ①原料茶の生産拡大及び契約取引による収益向上効果
- ②生産性向上による維持管理節減効果

【事業実施による間接効果】

- ①栽培面積の拡大
- ②新たな雇用創出

契約取引の増加

H27:42.4%→H31:98.8%

雇用の創出

H30~:常時雇用1名増



産地生産基盤パワーアップ事業を活用した取組事例

【静岡県】 島田市担い手育成総合支援協議会(平成31年度)

取組の概要

対象品目 : 茶(受益面積H29:5.8ha→R3:11.3ha)
 成果目標 : 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上
 基準(H29年度) 0%
 目標(R3年度) 5%
 導入施設等: 荒茶加工施設
 (建物649㎡、てん茶1ライン)

静岡県
 島田市身成鍋島地区



ポイント

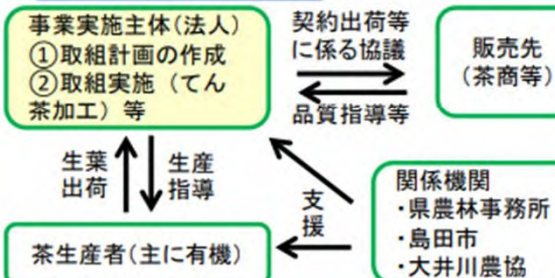
【産地の課題及び取組方向】

- ・事業を実施した島田市身成鍋島地区では、農業者の高齢化、後継者不足が進んでおり、茶園管理の継続が難しく、茶園荒廃化が懸念されていた。
- ・一方で、海外での有機栽培茶(抹茶)の需要の高まりから、中山間地の条件を生かした有機栽培に取り組む機運が高まり、煎茶の価格低下が著しい中、需要の拡大が見込まれる有機抹茶の原料であるてん茶生産に商機を見出し、海外輸出を行う茶商との契約取引による収益性向上を目指した。

【産地の体質強化に向けた方策】

- ・Matcha Organic Japan(株)が主体となり、島田市身成鍋島地区の農地を集積し、地区全体で有機茶生産を推進する。
- ・身成鍋島地区及び周辺地区の茶生産者の受け皿となる加工能力を保有する製茶機械(てん茶)を整備する。
- ・てん茶の仕上加工を行う業者及び海外輸出を行う茶商と連携した安定的な販売体制の確立を図る。

推進体制



地域における独自の取組

〈主な取組〉
 ・農地中間管理機構を通じた周辺地域の農地集積
 ・有機栽培に適した品種への改植

取組成果

【事業実施による直接効果】

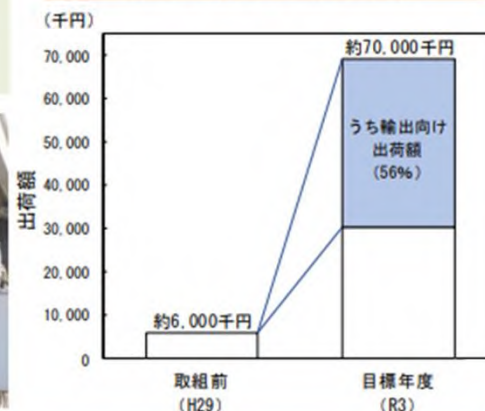
- ①総出荷額及び輸出向け出荷額の増加
- ②受益面積の拡大

【事業実施による間接効果】

- ①地域茶業の継続



契約取引に基づく 輸出向け出荷額の増加



【三重県】松阪市農業再生協議会(平成30年度)

取組の概要

対象品目 : 茶(産地面積53ha)
 主な取組主体 : (有)深緑茶房、
 茶来まつさか(株)
 成果目標 : 販売額の10%以上の増加
 基準(H28年度) 164,343千円
 目標(R2年度) 180,777千円
 導入施設等 : 生産支援事業(機械リース)
 摘採機、防除機



三重県
 松阪市飯南町
 粥見地区

ポイント

【産地の課題及び取組方向】

近年、茶の販売価格の低迷が続く中、経営難や高齢化により担い手生産者への農地集積が進んでいるものの、産地の維持発展のためには、規模拡大に伴い、防除や摘採を適期に効率的に行う生産体制の確立が課題となっている。

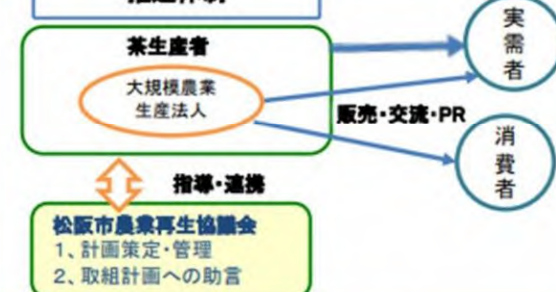


【産地の体質強化に向けた方策】

収量増加・安定生産に向けて

- ①生産体制の効率化のため高性能な機械(摘採機、防除機)の導入
- ②普及センターによる技術指導、農協と連携した販路拡大、行政による補助事業の推進等、関係機関が一体となった支援体制の構築により販売額を増加させ、産地の維持発展を図る。

推進体制



地域における独自の取組

〈主な取組〉

- ・乗用型摘採機・防除機等の高性能機械の活用による高い生産性
- ・栽培から加工・販売までの一貫経営
- ・実需者と消費者のニーズに応えた安全・安心の茶生産

取組成果

【事業実施による直接効果】

- ①効率的な防除による収量増加
- ②適期摘採による収量増加
- ③作業の効率化による生産面積拡大及び販売額増加

【事業実施による間接効果】

- ①作業の効率化による農家負担の軽減



販売額が57%増加
 (達成率567%)





【問い合わせ先】

農林水産省 中国四国農政局高知県拠点
地方参事官室 分析担当

〒780-0870 高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎4 F

TEL : 088-875-7236 FAX : 088-872-7531